

レゴ玩具積み木応用美術作品の著作権紛争事件と中国において海外の応用美術作品が受ける保護の法的根拠

王 兵*

事件の概要

1999年9月15日、インターレゴ社は北京市第一中級人民法院に対し、可高社により中国で販売されている53種類の玩具積み木がレゴ玩具積み木の応用美術の著作物の著作権を侵害しているとして民事訴訟を起こした。北京市第一中級人民法院は審理を経て、以下のような事実認定を行った。

デンマークのレゴ社製玩具積み木は1992年、宝隆洋行を代理店として中国大陸市場における初の販売がなされた。1998年2月25日、レゴシステム社は「デンマークの法律に依拠しレゴシステム社及びレゴフューチャー社の社員及び設計者により創作され、且つすでに市場で販売されている全てのレゴ玩具ブロックにおける彫塑、文字、グラフィック、絵画、撮影、文字の著作物と応用美術の著作物には、著作権を含む所有権及び権益を付与されている。そして、中国国内で認定済の著作権を含む、全ての所有権および存続更新に関する権利を含むすべての権利を撤回不能の方式によりインターレゴ社に譲渡する」という著作権移転確認書を発行した。インターレゴ社から委託を受けた柳瀋知的財産権事務所は1999年1月19日に中国北京の復興商業城において公証のために可高社製造の可高玩具を購入した。

可高社は1996年、自社で製造した一部の

玩具積み木ブロックについて中国の意匠特許を出願した。特許番号はそれぞれ96308347.3、96308410.0、96308408.9、96308416.X、96308360.0であった。インターレゴ社は中国特許局に対し上述の意匠特許の取消を求めたが、中国特許局は審査の結果、上述の意匠特許権を有効なものとして維持した。可高社は韓国五林株式会社とマッケソン株式会社に対し、可高製積み木玩具の金型、半製品、技術移転契約合意書、裴南沫が1995年9月19日に発行した権利移転証書を提出した。レゴフューチャー社は韓国特許庁に対し李錦栄が登録した第75644号意匠設計の無効審判を求めたが、韓国特許庁はレゴフューチャー社の請求を退けた。

北京市第一中級人民法院の判決は、本事件に関わる53種のレゴ玩具積み木ブロックの応用美術作品について、インターレゴ社が中国における著作権及び関連する権益の所有者であることを認定した。『ベルヌ条約』第2条の規定では、条約により保護される文学芸術作品には応用美術の著作物が含まれ、それ故に中国は『ベルヌ条約』同盟国の国民による応用美術の著作物を保護する義務を負う。応用美術の著作物とは、実用性、芸術性を具備し、且つ著作物としての構成要件を満たす知的創作の成果を指す。応用美術の著作物には実用性、芸術性、独創性、再現性が具備されていなければならない。本件においてインターレゴ社が権利を主張した53種の玩具積み木ブロックの3、補13、補24には独創性と芸術性は認められないものの、それ以外のブ

* 清華大学法学部

ロックは応用美術の著作物の構成条件を満たすので、法的に保護されるべきである。応用美術の著作物を構成する50種の玩具積み木ブロックの中で、可高社の製品と本質的に類似し侵害を構成しているものは1, 2, 4, 5, 6, 7, 8, 12, 13, 14, 15, 16, 17, 21, 24, 27, 29, 補1, 補3, 補5, 補6, 補7, 補8, 補9, 補10, 補14, 補15, 補16, 補19, 補20, 補23, 補25, 補26であり、可高社の製品と比較し本質的に類似せず、侵害を構成しないものは8, 9, 11, 19, 22, 23, 25, 26, 30, 補2, 補4, 補11, 補12, 補17, 補18, 補21, 補22である。玩具製品の金型は韓国から導入したもので、韓国特許庁がすでに示した当該製品について権利侵害なしという判断及び可高社製品が中国国内で意匠特許取得済みという可高社による主張は共に本事件の権利侵害認定に影響を与えず、その抗弁理由は成立し得ない。復興商業城は可高社から納品を受けた際に必要な審査手続きをすでに行っており、主観的には全く過失がないので、その行為は権利侵害を構成しないが、復興商業城は権利侵害製品の販売を停止する義務を負う。権利侵害の賠償金額について、本院はインターレゴ社により保護を求められている応用美術の著作物の数量と可高社の製品に含まれる権利侵害製品の数量と権利侵害行為の結果などに基づいて検討を行った。インターレゴ社が本件訴訟のために支出した合理的費用を可高社は一括で賠償しなければならない。インターレゴ社による10000元の代理費賠償請求は支持しない。『著作権法』第46条第(1)(2)項及び『国際著作権条約実施に関する規定』第1, 2, 3条, 第6条第1項の規定に基づき、以下のように判決する。1. 可高社は権利侵害製品の生産、販売行為を停止し、権利侵害の金型を廃棄する。2. 可高社はインターレゴ社の経済的損失5万元, 訴訟に関する合理的な支出17017元を賠償する。3. 可高社は『北京日報』上にインターレゴ社への謝罪広告を掲載する。4. 復興商業城は権利

侵害製品の販売を中止する。5. インターレゴ社のその他の訴訟請求を却下する。

被告である可高社は一審判決を不服とし、北京市高級人民法院に控訴した。北京市高級人民法院は審理を経て、以下のような認定を行った。応用美術の著作物は一般的には実用性、芸術性、独創性、再現性という特長を具備していなければならない。実用性とは当該物品に実用的な価値があるか否かを指し、単純な鑑賞収集価値を備えていることだけではない。芸術性とは当該物品に一定の芸術創作性が備わっていることを求めるものであり、この種の創作水準は少なくとも一般大衆がそれを芸術品と見なすに足りるものでなければならない。一審の法院はインターレゴ社が権利主張を行った53種の玩具積み木ブロックの中で3 (PUPLO板), 補13 (屋根4×4), 補24 (回転木馬) は具備されるべき芸術創作水準に達しておらず、応用美術の著作物であると認定されるべきではない。その他の50種については実用性、芸術性、独創性、再現性具備しており、応用美術の著作物であると認定されるべきである。本件はこれに対して異議を唱えるものではない。インターレゴ社はその応用美術作品について中国の意匠特許を出願したが、それによって著作権法により保護されることを妨げるものではない。一審法院は可高社の製品とインターレゴ社の玩具積み木ブロック8, 9, 11, 19, 22, 23, 25, 26, 30, 補2, 補4, 補11, 補12, 補17, 補18, 補21, 補22は本質的に類似していないため、権利侵害を構成せず、不当ではない。可高社の製品は確かに剽窃の嫌疑はあるが、インターレゴ社の上述の玩具積み木ブロックの芸術創作水準は確かにそれほど高くなく、典型的な応用美術の著作物の芸術創作水準とは尚一定の距離があり、一審法院は利益バランスを考慮した上述の認定は合理的なものであり、本院はそれを支持する。上記を総合すると、一審判決の事実認定は明らかであり、適用された法律は正しく、本院はそ

れを維持する。故に判決は控訴を棄却し、原判決を維持する。

本件の論点は、インターレゴ社が権利を主張する53種のレゴ玩具積み木ブロックが応用美術の著作物として中国において法的な保護を受けられるか否かと保護される範囲と水準についてである。関連する法律問題は主に外国応用美術の著作物が中国において保護を受けるための法的根拠は何かというものであった。

まず考えなければならないことは、中国の著作権法は応用美術の著作物を全く保護していないということである。当該事件が審理された当時、中国の著作権法は応用美術作品を保護の対象としていなかった。当該判決後に施行された改正著作権法でも応用美術作品は保護の対象ではない。1990年9月7日に公布された中国著作権法第3条で著作権法が保護する著作物が例示された。それらは、文字作品、口述作品、音楽、演劇、演芸、舞踊作品、美術、撮影作品、映画、テレビ、録画作品、工事設計、製品設計図面及びその説明、地図、見取り図等の図形作品、コンピュータソフトウェア及び法律、行政法規規定のその他著作物であった。このことから分るように、この応用美術作品は規定されていない。当該著作権法実施条例の第7条において美術作品の解釈をしているが、そこにも応用美術作品は含まれていない。第7条の内容は「美術の著作物とは、絵画、書道、彫塑、建築などの線や色彩またはその他の方式で構成された審美的な意味のある平面または立体の造形芸術作品を指す」とある。ここで指しているものは単に一般的意味の美術作品であり、実用性を備えた美術作品ではない。2001年に改正された中国著作権法でも応用美術の著作物は著作権保護の範囲に組み入れておらず、当該法の第3条に列記された作品とは文字作品、口述作品、音楽、演劇、演芸、舞踊、サーカスの芸術作品、美術・建築作品、撮影作品、映画作品及び類似の撮影制作方法によって創

作された作品、工事設計図、製品設計図、地図、見取り図等の図形作品と模型作品、コンピュータソフトウェア及び法律、行政法規規定といったその他の著作物である。

中国の特許法に規定された特許には発明特許、実用新案特許、意匠特許があり、工業分野において複製できる一部の実用技術作品は意匠特許または実用新案特許として特許法の保護を受けることが可能である。

上述の法律と中国が加盟している知的財産権関連条約の内国民待遇原則に拠ると、外国の作品は中国において意匠または実用新案としての特許保護しか受けることが出来ない。

外国の応用美術作品が中国において著作権としての保護を受ける場合、中国の国内法に基づき中国國務院が1992年に公布した『国際著作権条約の実施に関する規定』第6条の「外国の応用美術作品に対する保護期間は当該作品の完成より25年間」という規定のみを根拠とすることができる。中国において外国の応用美術作品が著作物として保護され得ることが暗示されているが、応用美術作品の定義やどのような外国の応用美術作品が保護されるのかについては明確にされていない。当該行政法規は国際審査条約実施に関する規定であるため、我々は著作権に関する国際条約の中に法的根拠を求めなければならない。

『文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約』1971年改正版第2条第1項の中で概括的な例示により保護される文学的及び美術的作品の類別についての規定を行っている。当該条項によると、文学的及び美術的作品に含まれるのは以下の通りである。

- (1) 文芸、学術、美術の範囲に属するすべての制作物を含み、その表現の方法又は形式の如何を問わない。例えば書籍、小冊子、その他の文学作品
- (2) 講義、講演、講話、その他同性質の作品
- (3) 演劇または音楽、劇曲作品
- (4) 舞踊作品とパントマイム
- (5) 楽曲（歌詞を伴うかどうかは問わない）

(6) 映画作品及び類似の方法によって表現された作品

(7) 地理学、地形学、建築学または科学に関する挿図、設計図、ドラフト、立体作品。

この規定により当該条約は明らかに応用美術の著作物を保護の対象としていることがわかる。しかし、このことはベルヌ条約の同盟国が必ず応用美術の著作物を著作権保護の対象としなければならないことを意味しているのか？ 決してそうではない。各同盟国は応用美術の著作物の知的財産権保護について異なる概念と異なる方法を採用していることを踏まえ、ベルヌ条約では応用美術の著作物の保護について非常に弾力的な規定を行っている。『ベルヌ条約』第2条第7項は次のように規定している。「応用美術の著作物及び意匠に関する法令の適用範囲並びにそれらの著作物及び意匠の保護の条件は、第七条(4)の規定に従うことを条件として、同盟国の法令の定めるところによる。本国において専ら意匠として保護される著作物については、他の同盟国において、その国において意匠に与えられる特別の保護しか要求することができない。ただし、その国においてそのような特別の保護が与えられない場合には、それらの著作物は、美術的作品として保護される」。

当該条約第7条第4項では「各同盟国法律規定の応用美術の著作物の保護期間は当該著作物の完成から起算して25年を下回ってはならない」と規定している。このことから、ベルヌ条約では各同盟国が応用美術の著作物に対する保護期間を当該作品の完成から起算して25年を下回ってはならないとしていることが認められる。但し、どのような方式を採用するのか、即ち美術の著作物とするのか、工業用意匠とするのか、模型として保護するのか及び保護の条件等については各同盟国が立法して規定する。ある同盟国において保護が求められたその他の同盟国の応用美術作品に対して、条約では次のような規定を行っている。即ち、もし当該作品の起源国がそれを

意匠や模型として専ら保護する場合、その同盟国は意匠と模型に対する相応の保護しか受けず、もしその同盟国はその種の特殊な保護を行っていない場合、美術の著作物としての保護を行わなければならない。この規定に拠ると、ある同盟国において他の同盟国を起源とする応用美術作品について保護を求めた場合、3つの状況が現れうる。第1は当該応用美術作品が起源国で意匠または模型として保護されており、当該同盟国にも意匠または模型に関する相応の法規がある場合、当該応用美術作品を意匠または模型として特別に保護されることが可能である。第2は当該応用美術作品が起源国で意匠または模型として保護されているが、その同盟国には意匠または模型に関する相応の法規がない場合、その応用美術作品は意匠または模型としての保護を受けることができないので、この応用美術作品には美術の著作物として著作権の保護がなされなければならない。第3に、当該応用美術作品が起源国では意匠または模型として保護されておらず、著作権法の保護を受けている場合、当該同盟国はどのようにその応用美術の著作物を扱うべきなのか？ ここで、また状況が2つに分かれる。第1は、当該同盟国の著作権法では応用美術の著作物の保護を明確にしている場合、疑問をはさむ余地もなく当該応用美術作品は著作権保護がなされるべきである。第2に、もし当該同盟国の著作権法では応用美術作品を保護していない場合、如何に当該応用美術作品を保護すべきなのか？ ここでまた2つの状況に分かれる。一つは当該同盟国のその他の法規が応用美術の著作物を保護していない。もう一つは、当該同盟国は当該応用美術作品に意匠または模型としての保護を与えるが、著作権保護は行えない。これら2種類の状況では、当該同盟国は『ベルヌ条約』に規定されている義務を履行していないのであろうか？ もし『ベルヌ条約』第2条第2項と第7項を合わせて理解すると、第2条第2項では応用美術の著作物

を著作物の範疇に入れているが、第2条第7項では先ず、同盟国が応用美術の著作物及び工業製品の意匠と模型の法律の適用範囲、及びこの種の作品、意匠、模型が保護される場合の条件について、国内立法で規定してもよいとしている。ここには当然、同盟国の内国法では保護しない、またはどの形式で保護を行うかが明確にされていないというケースも含まれている。但し、外国の応用美術の著作物に対する保護については、当該条項は単に同盟国が保護を行うに当り、その方式として当該応用美術の著作物の起源国の保護方式に基づいて選択を行うことが許容されているだけで、同盟国がそれらの応用美術の著作物を保護しないことは許されていない。意匠や模型としての特種な保護を与えることができるよう規定している他、起源国で保護される応用美術の著作物は美術の著作物として保護されるべきであるとしている。この場合、同盟国では本国国民と外国国民待遇が異なる状況が現れうる。当該同盟国の国民による応用美術の著作物はその国内法により何らの保護も与えられないが、外国の応用美術の著作物がその起源国で保護される場合、同盟国でも保護されなければならない。そうではなく、起源国で保護されていないのに同盟国で保護される応用美術の著作物があるのだろうか？第2条第7項の前半部分によれば、このような起源国があるはずである。内国民待遇原則に基づき、当該同盟国が応用美術の著作物を保護するのならば、その起源国の作品は当該同盟国の保護も受けなければならない。もし起源国と当該同盟国がどちらも応用美術の著作物を保護しない場合に限り、当該同盟国はその外国応用美術の著作物を保護せずともよい。

本件における玩具積み木ブロックの起源国はデンマークであり、デンマークの著作権法の保護を受けている。中国では著作権法には応用美術作品を著作物の範疇に明確に含めていないが、一部の応用美術作品は特許法に基づき意匠または実用新案特許の保護を受ける

ことができる。但し、これらの玩具積み木ブロックはデンマークでは意匠または模型としての保護を受けていないため、中国ではこのような特別な保護をうけることができない。これらの玩具積み木ブロックという応用美術作品に対し、もし作品として著作権の保護を行う必要があるれば、中国の著作権法に依拠することはできず、『ベルヌ条約』や『国際著作権条約実施に関する規定』に基づいて処理しなければならない。中国は『ベルヌ条約』の同盟国であり、『ベルヌ条約』に上述の条項のように規定される同盟国の義務を履行しなければならない。『国際著作権条約実施に関する規定』の中の外国人の応用美術作品に関する規定は中国が当該条約の条項に対して正しい理解を行い、義務を履行することに対する誠意を表している。北京市第一中級法院が一審において「『ベルヌ条約』第2条の規定では条約が保護する文学的及び美術的著作物には応用美術の著作物が含まれており、中国は『ベルヌ条約』同盟国国民を起源とする応用美術の著作物を保護する義務がある」ということを法的根拠としたことと、北京市高級人民法院が二審においてこれを法的根拠であると認めたことは明らかに正しい。